

医療事故調査制度一改正省令が公布・通知が発出

平成26年6月25日、医療法が改正され本年10月1日から医療事故調制度がスタートします。その施行にあたり、5月8日、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第100号）が公布され、医療事故調査制度に関する通知が発出されました。以下、ポイントを抜粋します。

長崎県保険医協会（電話095-825-3829）

<医療事故の定義>

- 当該死亡又は死産が予期されていなかったものとして、以下の事項のいずれにも該当しないと管理者が認めたもの
 - 一、管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの
 - 二、管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの（「三」略）

<医療機関が行った調査結果の遺族への説明>

- 遺族への説明については、口頭（説明内容をカルテに記載）又は書面（報告書又は説明用の資料）若しくはその双方の適切な方法により行う。

<医療機関から医療事故調査・支援センター（以下、センター）への報告書>

- 病院等の管理者は、センターへ当該医療事故に係る医療従事者等の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工した報告書を提出しなければならない。
- 本制度の目的は医療安全の確保であり、個人の責任を追及するためのものではないことを、報告書冒頭に記載する。

<センターから遺族への報告書>

センターは、遺族から当該医療事故について、調査の依頼があつたときは必要な調査を行い、調査結果を遺族に報告しなければならないと定められています。

医療事故調査制度が個人の責任を追及するためのものでないこととされた一方で、遺族へ報告書を交付することが通知で示されました。

- センターは調査終了時に以下事項を記載した調査結果報告書を、医療機関と遺族に対して交付する。
 - ※調査の結果、必ずしも原因が明らかになるとは限らないことに留意すること。
 - ※原因分析は客観的な事実から構造的な原因を分析するものであり、個人の責任追及を行うものではないことに留意すること。
 - ※再発防止策は、個人の責任追及とならないように注意し、当該医療機関の状況及び管理者の意見を踏まえた上で記載すること。

- ・ 省令・通知の全文は長崎県保険医協会ホームページ（<http://www.vidro.gr.jp/>）の「会員のページ」に掲載しました。
- ・ 医療事故調制度に関するQ&A等の情報は逐次提供します。